更新時講習委託業務仕様書

１　総説

この仕様書は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の２第１項第 11 号の規定に基づき、法第 101 条の３第１項に規定する更新時講習の業務の実施を委託するもの。

２　講習指導員等

(1)　管理者

講習の適正な実施及び講習指導員の管理・運用を行うため、管理者を２名以上置くこと。なお、講習指導員との兼務は可能とする。

(2)　講習指導員

ア　講習指導員は次の者を必要数置くこと。

人格、知識、経験及び教育能力において十分な適確性を有する者で、原則として、普通自動車免許を運転することがきる免許（仮免許を除く）を有し、その運転経歴が３年以上あり、かつ、交通安全に関する業務に従事した経験が１年以上ある者を充てること。

イ　講習指導員等は次のいずれにも該当しない者とする。C

(ｱ)　運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員等の職を解任された日から起算して２年を経過していない者

(ｲ)　法第 117 条の２の２第９号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者

(ｳ)　自動車の運転に関して、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成 25 年法律第 86 号)第２条から第６条までの罪を犯し、禁固（拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過していない者

ウ　講習指導員の資質の向上

講習指導員の研修を随時開催して、知識・教育能力等の向上に努めること。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の習得を図ること。

(3)　講習指導員の選任(解任)届の提出

乙は、この契約を締結した後、速やかに別記様式第１号「更新時講習指導員名簿」を甲に提出しなければならない。提出後、講習指導員を選任又は解任したときは、速やかに別記様式第２号「更新時講習指導員選任（解任）届」に選解任後の指導員名簿を添付し提出すること。

その際、甲が必要と認めるときは、乙は、甲が必要とする確認書類を提出すること。

3　受講対象者

(1)　運転免許更新時の講習で優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習、初回更新者講習の対面講習に該当する者

(2)　運転免許を失効させ、再度取得する手続きで必要な講習を受講する者

4　合同講習の実施

必要に応じ、「違反運転者講習」と「初回更新者講習」の合同講習を実施することができる。

合同講習については、違反運転者に対する講習科目に基づき行うこととするが、運転経験の浅い運転者による交通違反や交通事故の特徴等の説明を適宜講習内容に取り入れるなど、初回更新者の参加意欲の向上に配意すること。

5　講習の実施日時、場所及び回数

(1)　実施日時等

講習の実施日時等は、別紙１「講習区分別実施日時」のとおりとする。ただし、甲が、受講者数に応じて、変更が必要と認める場合は、適宜変更することができるものとする。この場合、乙は、甲が指示したとおり、講習を実施すること。また、指定した日が、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日又は特異な事情等のため、実施することができない場合は、甲が乙に対して指示した日に実施すること。

(2)　実施場所

講習の実施場所は、別紙２「更新時講習実施場所一覧表」の他、甲が指定するその他の警察施設、又は公民館等の講習に適した環境の施設とする。

6　講習用施設等

(1)　甲は講習を行うために必要な次の施設を乙に無償使用させるものとする。

ア　講習会場

別紙２「更新時講習実施場所一覧表」で示した場所、又は甲が指示した場所とする。

イ　講習用事務室

講習指導員が、講習の準備及び控え室として使用できることとする。（広島県運転免許センター及び広島県東部運転免許センター〔以下「運転免許センター」という。〕に限る。）

ウ　適性検査室

運転適性検査機器を使用できることとする。（運転免許センターで実施するシニア学級に限る。）

(2)　経費負担

ア　乙は、講習指導員の派遣、講習に使用する教材等の搬入に必要な車両の確保並びに維持管理等に係る経費を負担する。

イ　乙は、甲の管理する施設及び電気・水道等を無償で使用することができる。

ウ　前(1)アの会場で､所定の講習を行うことが出来ないと認められる相当な理由があるときは、講習を行うために必要な構造及び設備を有する他の場所において行うこととし、借上げ料は甲の負担とする。

7　学級の編成等

(1)　学級の編成

１学級の編成は、講習効果が上がるよう適切な人数で編成する。

(2)　講習指導員の配置

乙は、１学級につき講習指導員１人を配置し、編成人数に応じて補助者を配置する。

(3)　特別学級

甲は乙と協議のうえ、受講者の希望により次の特別学級を編成することができる。

ア　シニア学級

65 歳から 70 歳未満の違反運転者講習を受講する者の中から同学級での講習を希望する者で編成する。

イ　二輪車学級

原付免許及び自動二輪免許を取得している者で初回更新者講習を受講する者の中から同学級での講習を希望する者で編成する。

8　講習実施方法

(1)　講習を行うに当たっては、受講者の人格を尊重するとともに、良好な講習環境の醸成に努めるものとし、万一特異な事案が生じた場合は、別記様式第３号「特異事案発生報告書」により速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。

(2)　原則定時集合方式で実施するものとするが優良講習については適宜実施する。なお、受講者が多数で混雑が見込まれる時等には、甲乙調整のうえ開始時間の変更や講習室を増室するものとする。

(3)　講習開始に間に合わなかった者や途中退場者への対応

講習時間に間に合わなかった者や途中退場者については、受講者本人の責によらない場合は、必要な補講を実施するものとする。

受講者本人の責による場合は、原則、時間の講習を案内するものとするが、当日の最終の講習であるなど特別な事情がある場合は、甲に連絡の上、甲の指示を受けるものとする。

それ以外による場合については、甲乙で協議し、甲の指示を受けること。

9　講習の方法

乙は、別紙３「更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」その１「優良運転者講習」、その２「一般運転者講習」、その３「違反運転者講習」、その４「初回更新者講習」により実施することとし、「違反運転者講習・初回更新者講習」の合同講習は、その３の「違反運転者講習」に準拠すること。

10　講習会場等への案内・誘導

乙は、必要に応じて受講者に対し講習会場及び運転免許証交付（特定免許情報の記録）場所への案内・誘導にあたる者を置くものとする。

11　講習実施上の留意事項

(1)　講習に使用する教材等は次のとおりとし、乙の費用で準備すること。

ア　講習において使用する教材

(ｱ) 教本

講習において使用する教本は、別紙４「教本の内容」の内容について、正確にまとめられたもの。

(ｲ) 地方版資料

県内道路交通の現状と交通事故の実態について客観的に把握できるもの。

(ｳ) その他

甲が示す資料及び講習の目的を達成するために、甲の指示に基づき乙が作成する資料。

イ　視聴覚教材等

運転免許センターに甲が整備している視聴覚教材等の機器については無償使用することができる。それ以外の場所については、モニター、ブルーレイディスクプレーヤー等の講習を実施するために必要な機器を整備すること。

(2) 乙は、甲から、交通安全教育に関する事項について講習に取り込むよう要望があった場合には､その内容を講習に反映するよう努めなければならない。

12　オンライン講習受講者に対する資料配布について

オンライン講習を受講したと認められる者に対しては、対面講習で使用する教本、地方版資料及び臓器提供意思表示欄の記入方法に関する資料を配布すること。

13　臓器提供意思表示欄の記入方法に関する資料配付について

乙は、甲の指示に基づき、受講者に対して、運転免許証裏面の臓器提供意思表示欄の記入方法に関する資料を配布すること。

14　運転適性、技能についての診断と指導の留意事項

運転適性、技能についての診断と指導は、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習において実施することとなるが、その留意事項は次のとおりである。

(1)　検査用紙使用による診断と指導

運転適性診断と指導（検査用紙使用）は、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定するために有効である簡易な設問（二者択一式、30 問程度）及びその回答に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えること。

なお、シニア学級においては、これに代えて、加齢に伴い低下する記憶力・判断力を測定するために有効である簡易な検査及びその結果に基づく指導内容が記載された検査用紙を用いて行い、これにより記憶力・判断力を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を与えることができる。

(2)　機器使用による診断と指導

ア　運転適性診断と指導（検査機器使用）、安全運転態度の診断と指導又は運転技能の診断と指導において使用する機器は次のとおりとし、これを単独で又は組み合わせるなどして参加・体験・実践型の講習となるよう工夫するものとする。

イ　機器使用による診断と指導に当たっては、受講者の人数と講習時間に応じた適切な機器を選択して実施し、その診断結果に基づいて個別的に安全運転の指導を行うものとする。

15　シニア学級等における診断と指導

乙は、運転者の運転行動に関する意識及び態度を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な助言を行うこと。

(1)　シニア学級の運用について

ア　開催日時

甲が指示する日時とする。

イ　開催場所

運転免許センターとする。

ウ　運転適性検査機器による診断と指導

乙は、運転適性検査機器を使用して加齢に伴い低下する「認知・判断」の基礎的能力を測定し、その結果に基づいて安全運転に必要な指導助言を行うこと。

エ　対象年齢に達しない者の対応

対象年齢に達しない者は、本講習を希望した場合にあっても、講習内容が 65 歳未満の者にふさわしくないことから受講させないこと。

(2)　二輪車学級の運用について

ア　開催日時

甲が指示する日時とする。

イ　開催場所

運転免許センターとする。

ウ　講習内容

自動二輪車に関する情報を取り入れて実施する。

16　実施報告

(1)　日報報告

乙は、実施結果を別記様式第４号「更新時講習実施結果報告書（日報）」その１「県内」、その２「広島県運転免許センター」及びその３「東部運転免許センター」により、毎日業務終了後、遅滞なく甲に報告すること。

(2)　月報報告

乙は、１か月ごとに委託業務の実績を、別記様式第５号「更新時講習実施結果報告書（月報）」により報告すること。

17　受講済証の押印・交付等

(1) 更新時講習受講済証明

広島県運転免許センター及び東部運転免許センターにおける、更新時講習受講済みの証明は、甲が配布する印を使用し、乙が受講者の持参する引換票に「受講済み」印を押印することとする。ただし、甲が講習終了後直ちに運転免許証を交付する場合等で必要ないと認めたときは省略できるものとする。

免許センター以外の場所においては、更新申請書又は更新時講習受講申出書に押印することとする。

上記以外の受講済み証明については、別に甲が指示する方法によるものとする。

(2) 受講済証の交付

乙は、希望する者には別記様式第６号「更新時講習受講済証」を交付するものとする。

また別記様式第７号「更新時講習受講済証交付簿」を備付け、交付状況を記録するものとし、その年度終了後１年間保存する。

18　天災その他やむを得ない事由発生時の措置等

天災その他やむを得ない事由を原因として講習指導員を警察署等へ派遣することが困難である場合には、運転免許課長と協議し、その指示を受けること。

別紙1

講習区分別実施日時

番号	方面	署別	更新申請受付	優良運転者講習	一般運転者講習	違反運転者講習	初回更新者講習
1		免許センター	☆ 日曜～金曜日 ① 8:30～ 9:30 ②10:00～11:00 ③13:00～14:00 ④14:30～15:30(優良・高齢)	○ 概ね20分～30分間隔	① 10:00～11:00 ② 13:00～14:00 ③ 14:30～15:30	① 10:00～12:00 ② 13:00～15:00 ③ 14:30～16:30	① 10:00～12:00 ② 13:00～15:00 ③ 14:30～16:30
2		東部免許センター	☆ 日曜～金曜日 ① 8:30～ 9:30 ②10:00～11:00 ③13:00～14:00 ④14:30～15:30(優良・高齢)	○ 概ね20分～30分間隔	① 10:00～11:00 ② 13:00～14:00 ③ 14:30～15:30	① 10:00～12:00 ② 13:00～15:00 ③ 14:30～16:30	① 10:00～12:00 ② 13:00～15:00 ③ 14:30～16:30
3	南部	呉	☆ 毎週 月・火・水・金曜日 ① 8:30～11:00 ② 13:00～14:30	申請受付後に適宜実施	○ 毎週 木曜日 9:30～10:30	違反運転者・初回更新者講習 □ 毎週 木曜日 13:30～15:30	
4		音戸分庁舎	☆ 毎週 月・水曜日 ① 8:30～9:20 ② 10:00～10:50		○ 第1・3金曜日 13:30～14:30	違反運転者・初回更新者講習 □ 第1・3金曜日 9:30～11:30	
5		広	☆ 毎週 月・火・木・金曜日 ① 8:30～11:00 ② 13:00～15:00		○ 毎週 水曜日 10:00～11:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 毎週 水曜日 13:30～15:30	
6		竹 原	☆ 毎週 月・木曜日 ① 8:30～11:00		○ 毎週 水曜日 10:30～11:30	違反運転者・初回更新者講習 □ 毎週 水曜日 13:00～15:00	
7		大崎上島分庁舎	☆ 毎週 月・水曜日 ① 8:30～11:00		○ 第2金曜日 13:00～14:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 第2金曜日 9:30～11:30	
8		東広島	☆ 毎週 月・火・水・木曜日 ① 8:30～11:00 ② 13:00～14:00 （※ 木曜日は午前のみ）		○ 毎週 木・金曜日 10:30～11:30	違反運転者 □ 毎週 木曜日 13:30～15:30	初回更新者講習 □ 毎週 金曜日 13:30～15:30
9		江田島	☆ 毎週 月・木曜日 ① 8:30～ 9:50 ② 10:30～11:30 （※ 優良の受付は 8:30～9:50のみ）		○ 第2・4水曜日 13:30～14:30	違反運転者・初回更新者講習 □ 第2・4水曜日 9:30～11:30	
10		大 竹	☆ 毎週 水・金曜日 9:00～11:00		○ 第1・3月曜日 10:00～11:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 第1・3月曜日 13:30～15:30	
11		海 田	☆ 毎週 月～金曜日 8:30～10:30		○ 毎週木曜日 10:40～11:40	違反運転者・初回更新者講習 □ 毎週木曜日 13:30～15:30	
12	北部	山 県	☆ 毎週 火曜日 8:30～9:50		○ 第1火曜日 11:00～12:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 第1火曜日 13:00～15:00	
13		（千代田）	☆ 毎週 水曜日 8:30～ 9:20(優良・違反・初回・高齢) 10:00～10:50(一般・高齢)		○ 第2金曜日 11:00～12:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 第2金曜日 13:00～15:00	
14		三 次	☆ 毎週 火・水・木・金曜日 9:00～11:00		○ 毎週月曜日 10:00～11:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 毎週月曜日 13:30～15:30	
15		庄 原	☆ 毎週 木曜日(優良・高齢者) 9:00～10:45 ☆ 毎週 水曜日(一般・違反・初回・高齢) 9:00～10:45		○ 第1・3水曜日 11:00～12:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 第1・3水曜日 13:30～15:30	
16		（東城）	☆ 毎週水曜日 8:30～10:00		○ 第1金曜日 11:00～12:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 第1金曜日 13:00～15:00	
17		安芸高田	☆ 毎週 火・水曜日(優良・高齢) 8:30～9:00 ☆ 第2・4火曜曜日 10:20～10:50(一般・高齢) 13:00～13:30(違反・初回・高齢)		○ 第2・4火曜日 11:00～12:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 第2・4火曜日 13:40～15:40	
18		世 羅	☆ 毎週 月・木曜日 8:30～10:00		○ 第2・4金曜日 10:00～11:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 第2・4金曜日 13:30～15:30	
19	東部	福山北	☆ 毎週 月～木曜日 8:30～11:00		○ 毎週木曜日 10:00～11:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 毎週木曜日 13:30～15:30	
20		（油木）	☆ 毎月第 1・3金曜日 8:30～ 9:30(優良・一般・高齢) 13:00～13:30(違反・初回・高齢)		○ 第1金曜 10:30～11:30	違反運転者・初回更新者講習 □ 第1金曜 13:40～15:40	
21		尾 道 因島 分庁舎	☆ 毎週 水曜日(優良・高齢) 9:00～11:00 ☆ 毎週 金曜日 （一般・違反・初回・高齢） 9:00～11:00		○ 第1・3月曜日 10:00～11:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 第1・3月曜日 13:30～15:30	
22		府 中	☆ 毎週 火・木曜日 9:00～11:00		○ 第1・3火曜日 10:00～11:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 第1・3火曜日 13:30～15:30	
23		三 原	☆ 毎週 月・水・金曜日 8:30～11:00		○ 毎週火曜日 10:00～11:00	違反運転者・初回更新者講習 □ 毎週火曜日 13:30～15:30	

別紙2

更新時講習実施場所一覧表

番号	実施場所	住　　所
1	広島県運転免許センター	広島市佐伯区石内南３丁目１－１
2	東部運転免許センター	福山市瀬戸町大字山北５４－２
3	呉　　警察署	呉市西中央２丁目２－４
4	呉　警察署　音戸分庁舎	呉市音戸町隠渡１丁目１１－４８
5	江田島　警察署	江田島市江田島町中央４丁目１３－１
6	海　田　警察署	安芸郡海田町つくも町１－４５
7	大　竹　警察署	大竹市本町１丁目８－１０
8	竹　原　警察署	竹原市中央１丁目１－１３
9	竹　原　警察署　大崎上島分庁舎	豊田郡大崎上島町木江４９５２－１
10	広　　警察署	呉市広大新開１丁目５－６
11	東広島　警察署	東広島市西条昭和町４－１１
12	安芸高田警察署	安芸高田市吉田町吉田１２０４－２
13	山　県　警察署	山県郡安芸太田町加計３７６０－１
14	山　県　警察署　千代田交番	山県郡北広島町有田６８
15	尾　道　警察署　因島分庁舎	尾道市因島土生町１９００ー３
16	三　原　警察署	三原市皆実町３丁目２－６
17	福山北　警察署	福山市神辺町新道上字３丁目１４
18	福山北　警察署　油木交番	神石郡神石高原町油木乙１９４７－２
19	府　中　警察署	府中市鵜飼町５４２－３
20	庄　原　警察署	庄原市中本町１丁目３－８
21	庄　原　警察署　東城交番	庄原市東城町東城１２４－１
22	三　次　警察署	三次市十日市中２丁目６－６
23	世　羅　警察署	世羅郡世羅町西上原４２７－１

別紙３

更新時講習の講習科目及び時間割り等に関する細目

その１　優良運転者講習

講　習　科　目	講　　習　　細　　目	講　　習　　方　　法	留　　意　　事　　項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			１０分
１　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
２　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 無事故無違反の奨励 (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高陽を図る。 ○　今後における無事故・無違反、安全運転を奨励する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	１０分
３　安全運転の知識	最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	１０分
講　　習　　時　　間　　合　　計				３０分

その２　一般運転者講習

講　習　科　目	講　　習　　細　目	講　　習　　方　　法	留　　意　　事　　項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			１０分
１　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、事故事例と併せて説明する。	
２　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	１０分
３　安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等		○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	２０分
４　運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	講義 運転適性検査用紙等	○　安全運転自己診断等により適性検査を実施し、自らの運転特性を客観評価して自覚させ、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　診断結果に基づくタイプ別の具体的な安全運転のコツを指導し、安全運転態度を実行するための動機付けを行う。	２０分
講　　習　　時　　間　　合　　計				６０分

その３　違反運転者講習（違反運転者講習と初回更新者講習の合同講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			１０分
１　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事故事例と併せて説明する。	
２　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	１０分
３　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○　受講対象に応じ、ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○　受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○　身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	４０分
４　運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断し指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレータ捜査による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレータ、自動車、視聴覚教材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転シミュレータを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	６０分
講習時間合計				１２０分

※　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

その４　初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要・日程の説明 受講者の心得の説明			１０分
１　道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	講義 教本、視聴覚教材等	○　都道府県の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○　地域における事故多発路線、時間帯、事故類型原因等について、事故事例と併せて説明する。	
２　運転者の心構えと義務	(1) 交通事故の悲惨さ (2) 安全運転の心構え (3) シートベルト、ヘルメットの着用 (4) 交通事故を起こした加害者の責任 (5) 交通事故を起こした運転者の義務 (6) 負傷者の救護措置		○　交通事故の被害者やご遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。 ○　運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○　シートベルト、ヘルメットの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○　交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 　加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○　警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○　救急車の到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	１０分
３　安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○　運転経験の浅い運転者向けのＤＶＤ等の視聴覚教材を活用して、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○　最近のおいて改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○　ＤＶＤ等の視聴覚教材を活用し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 ○　身近な事故事例の説明を行い、それに基づく問題点、なぜ事故が起きたのか、どうすれば回避できたかなどについて、自ら考えさせ意見を出させ討論させる。	４０分
４　運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断し指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレータ捜査による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	実技等 教本、運転適性検査器材、運転シミュレータ、自動車、視聴覚教材等	○　所要の運転適性検査用紙により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転適性検査器材により実施し、診断結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○　運転シミュレータを操作させ、交通事故やその他危険場面等について疑似体験させ、運転の危険性を診断し、その結果に基づいて指導を行う。 ○　実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故や違反に結び付く危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づいて指導を行う。	６０分
講習時間合計				１２０分

※　講習科目４の細目は、重点を絞り選択して実施すること。

別紙４

教本の内容

１　最近における道路交通法令の改正の概要

最近５年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

２　最新の車両技術の活用方法・使用時の注意事項

先進安全自動車（ＡＳＶ）、自動運転車、カーナビゲーション装置、ノンストップ自動料金支払いシステム（ＥＴＣ）、電気自動車・ハイブリッド自動車、横滑り防止装置等の最新の車両技術について、イラスト等を用いて解説すること。その際、それらの車両技術の仕組みを踏まえた運転時の注意事項についても言及すること。

３　交通公害、地球温暖化の防止等

交通公害、地球温暖化の防止等について、「エコドライブ 10 のすすめ」（令和２年１月エコドライブ普及連絡会策定）の内容を中心に解説すること。

４　危険予測

(1)　危険予測の心構え

駐車車両や障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置が採れるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さや緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2)　危険予測の方法

視覚や聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを元に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者や歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動きや身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3)　死角

自らの車両によって生じる死角、駐停車車両によって生じる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等についてイラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生じる危険を回避するための方法についても言及すること。

５　年齢に応じた運転特性

(1)　高齢運転者の一般的特性

高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、高齢運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(2)　視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(3)　反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることに

ついて、データ等を用いて解説すること。

(4)　若年運転者の一般的特性

若年運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について解説すること。その際、若年運転者が安全運転する上での留意点についても言及すること。

6　飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組み等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

7　事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

8　交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度、講習制度（初心運転者講習、若年運転者講習、違反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習、高齢者講習）について、図表等を用いて解説すること。

9　被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響、運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者又は被害者遺族の手記を掲載すること。

10　「交通の方法に関する教則」

「交通の方法に関する教則」（昭和 53 年国家公安委員会告示第３号）（第２章及び第３章を除く。）の内容を、必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

11　その他

(1)　運転状況メモ欄

受講者が自らの運転状況について振り返る際に役に立つような、ヒヤリ・ハット体験、違反・事故等を記録することができるメモ欄を設けること。

(2)　「安全運転５則」

以下の「安全運転５則」を記載すること。

○　安全速度を必ず守る
○　カーブの手前でスピードを落とす
○　交差点では必ず安全を確かめる
○　一時停止で横断歩行者の安全を守る
○　飲酒運転は絶対にしない

別記様式第１号

更新時講習導員名簿

管理者

番号	氏名	生年月日	年齢	運転免許 取得年月日	元警察職員	資格

講習指導員

番号	氏名	生年月日	年齢	運転免許 取得年月日	元警察職員	資格

別記様式第２号

年　　月　　日

広島県警察本部長　　様

名　称
管理者

更新時講習指導員選任（解任）届

次の者を選任（解任）しましので報告します。

番号	氏　　名	生　　年 月　　日	選任 (解任) 年月日	免許取得 年 月 日	資　　格

備考　１　解任の場合は、資格欄に解任理由を簡記すること。
　　２　免許取得年月日は、普通免許取得年月日を記載すること。
　　３　選解任後の別記様式第１号「更新時講習指導員名簿」を添付すること。

別記様式第３号

年　　月　　日

広　島　県　警　察　本　部　長　様
（交　通　部　運　転　免　許　課　長　）

（受託者）

特　異　事　案　発　生　報　告　書

みだしのことについては、次のとおりです。

項　　目	内　　容
発　生　日　時	年　　月　　日（　）午前・午後　時　　分頃
会場・区分	
担当指導員名	
事案の概要	
受　講　者	
受託者の措置	
備　　考	

別記様式第４号

広島県警察本部長　様
（運転免許課長）

年　　月　　日

受託者名

更新時講習実施結果報告書（日報）

（人）

その１　県内

番号	方面	会場別	優良運転者講習		一般運転者講習		違反運転者講習		初回更新者講習		オンライン講習（教本等配布）優良		オンライン講習（教本等配布）一般		合計
				指導員名		指導員名		指導員名		指導員名		指導員名		指導員名	
1	広島県運転免許センター			―――		―――		―――		―――		―――		―――	
2	東部運転免許センター			―――		―――		―――		―――		―――		―――	
3	南部	呉													
4		（音戸）													
5		広													
6		竹　原													
7		（大崎上島）													
8		東広島													
9		江田島													
10	西部	山　県													
11		（千代田）													
12		大　竹													
13		海　田													
14	北部	三　次													
15		庄　原													
16		（東城）													
17		安芸高田													
18		世　羅													
19	東部	福山北													
20		（油木）													
21		尾道（因島）													
22		府　中													
23		三　原													
計															

シニア学級		

その２　広島県運転免許センター

総　数(受講者本人)
人
同伴児童	迷惑児童
人	人
講習退席者	次回受講者
人	人

◎　優良運転者講習（３０分）

午　前				午　後			
開始時間	講習室	受講者数	担当者名	開始時間	講習室	受講者数	担当者名
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
小　計		人		小　計		人	
合　計		**回**				**人**	

◎　一般運転者講習（６０分）

区　分	開始時間	講習室	受講者数	担当者名	小　計	合　計
午　前	:				人	人
	:					
	:					
午　後	:				人	
	:					
	:					

◎　違反運転者講習（１２０分）

区　分	開始時間	講習室	受講者数	担当者名	小　計	合　計
午　前	:				人	人
	:					
	:					
午　後	:				人	
	:					
	:					

◎　初回更新者講習（１２０分）

区　分	開始時間	講習室	受講者数	担当者名	小　計	合　計
午　前	:				人	人
	:					
午　後	:				人	
	:					

◎　シニア学級　（１２０分）	人
◎ オンライン講習（教本等配布）　（優良）	人
◎ オンライン講習（教本等配布）　（一般）	人

※　受講者数欄の(　)内は親子室利用者の数

本日の責任者（　　）

その３　東部運転免許センター

総　数(受講者本人)	
人	
同伴児童	迷惑児童
人	人
講習退席者	次回受講者
人	人

◎　優良運転者講習（３０分）

午前				午後			
開始時間	講習室	受講者数	担当者名	開始時間	講習室	受講者数	担当者名
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
:		( )		:		( )	
小　計		人		小　計		人	
合　計		**回**				**人**	

◎　一般運転者講習（６０分）

区　分	開始時間	講習室	受講者数	担当者名	小　計	合　　計
午　前	:		( )		人	人
	:		( )			
	:		( )			
午　後	:		( )		人	
	:		( )			
	:		( )			

◎　違反運転者講習（１２０分）

区　分	開始時間	講習室	受講者数	担当者名	小　計	合　　計
午　前	:		( )		人	人
	:		( )			
	:		( )			
午　後	:		( )		人	
	:		( )			
	:		( )			

◎　初回更新者講習（１２０分）

区　分	開始時間	講習室	受講者数	担当者名	小　計	合　　計
午　前	:		( )		人	人
	:		( )			
午　後	:		( )		人	
	:		( )			

◎ オンライン講習（教本等配布）	（優良）	人
◎ オンライン講習（教本等配布）	（一般）	人

本日の責任者（　　）

別記様式第５号

年　　月　　日

広 島 県 警 察 本 部 長　　様

受　託　者

更新時講習実施結果報告書(月報)

業務委託契約に基づく　　月分の更新時講習実施結果は、次のとおりです。

１　実施期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日までの１ヶ月間

２　実施結果（人）

番号	方面	会場別	優良運転者講習	一般運転者講習	違反運転者講習	初回更新者講習	オンライン講習（教本等配布）優良	オンライン講習（教本等配布）一般	合計
1	広島県運転免許センター								
2	東部運転免許センター								
3	南部	呉							
4		（音戸）							
5		広							
6		竹　原							
7		（大崎上島）							
8		東 広 島							
9		江田島							
10	西部	山　県							
11		（千代田）							
12		大　竹							
13		海　田							
14	北部	三　次							
15		庄　原							
16		（東城）							
17		安芸高田							
18		世羅							
19	東部	福山北							
20		（油木）							
21		尾　道（因島）							
22		府　中							
23		三　原							
合　　計									

別記様式第６号

第　　号

更新時講習受講済証

氏　名

あなたは、　　年　　月　　日、広島県公安委員会の行った更新時講習を受講したことを証します。

受講済印

注　この受講済証は、再発行しません。紛失しないようにしてください。

別記様式第７号

更 新 時 講 習 受 講 済 証 交 付 簿

交付年月日	受講済証番号	氏名	会場別	備考

※交付簿は翌年から１年間保管する。

※受講済証番号は、広島県運転免許センターは「1001」、東部運転免許センターは「2001」から年毎の連番とする。